

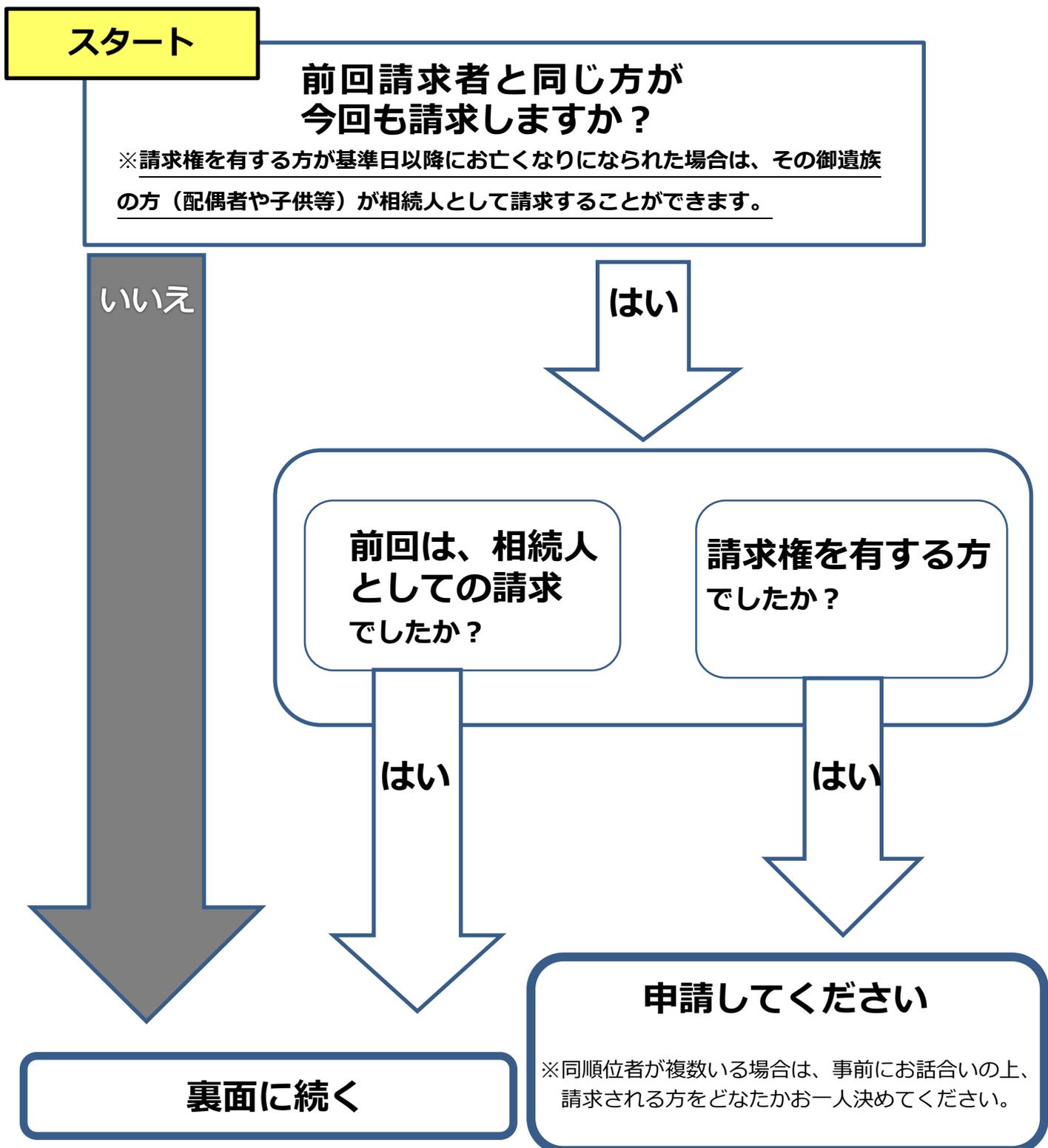
# 特別弔慰金の支給対象者早見表

## ◆早見表の見方◆

早見表の質問に該当する場合は「はい」の矢印、しない場合は「いいえ」の矢印に沿って進んでください。わからない点がありましたら、お問い合わせください。

支給対象者は、**戦没者の死亡当時生まれていた方**に限ります。  
ただし、戦没者等の子は死亡当時に胎児だった方も含まれます。

※基準日（令和7年4月1日）において、順位が一番上になる方お一人に支給されます。



## 戦没者から見た続柄

① 子ですか？

(死亡当時の胎児も含む)

はい

**対象の可能性がります**

戦没者の配偶者がご健在の場合は要件により、  
配偶者が優先されることがあります。

いいえ

② 父母  
孫  
祖父母  
兄弟姉妹  
ですか？

はい

**上記①の対象者がいない場合、次の a、b の  
順位で対象となる可能性があります**

a) 以下の要件を全て満たしている方

- ・戦没者の死亡当時、戦没者等と生計関係を有していること
- ・基準日において、遺族以外の者の養子になっていないこと
- ・基準日において、遺族以外の者と氏を改める婚姻をしていないこと

b) 上記の要件を満たしていない方 ( a の対象者がいない場合)

いいえ

③ 上記以外の  
三親等内親族  
(甥、姪、  
兄弟の妻など)  
ですか？

はい

**上記①②の対象者がおらず、  
戦没者の死亡時まで引き続き  
一年以上、戦没者と生計関係を有していた**

はい

いいえ

**対象の可能性がります**

**対象となりません**